

平成21年6月26日

## 「割賦販売法施行規則の一部を改正する省令」について

平成20年6月に成立した「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」(平成20年法律第74号)第3条及び第4条により、「割賦販売法」(昭和36年法律第159号)について、過剰与信防止義務、加盟店調査義務の導入等の改正措置が講じられました。

本省令は、この改正を踏まえ、「割賦販売法施行規則」(昭和36年通商産業省令第95号)について所要の改正を行うものです。同省令は、平成21年6月26日に公布されたところであり、同年12月1日に施行(支払可能見込額調査義務関係の規定を除く。)されます。

過剰与信防止義務とは、クレジット業者に対して、指定信用情報機関を利用した支払能力調査を義務づけ、消費者の支払能力を超える与信契約の締結を禁止するものです。加盟店調査義務とは、個別クレジット業者に対して、訪問販売等を行う加盟店の勧誘行為に対する調査を義務づけ、不適正な勧誘があった場合の与信を禁止するものです。割賦販売法省令改正の概要につきましては、別紙をご参照下さい。

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務流通グループ取引信用課長 坂口

担当者：相川、河合

電話：03-3501-2302(直通)